

高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務仕様書

1 業務名

高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務

2 設置場所

高松市役所本庁舎 1階 ロビー（仕様書内「設置位置図」参照）

3 設置時期

令和8年4月1日

4 業務内容

行政情報及び広告枠が一体となった広告付催事案内表示板（以下「催事案内表示板」という。）を製作・設置するとともに、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載する。

5 催事案内表示板の規格等

(1) 大きさ 高さ 2100mm × 横幅 1850mm × 奥行き 300mm（左記を標準とすること）

※ 奥行きについては、通路の確保と転倒防止に配慮した規格であること。

(2) デザイン・材質等

- ① 色覚障がい者に配慮した配色とすること。
- ② 文字の大きさ等は、高齢者に配慮したユニバーサルデザインであること。
- ③ 設置場所周辺の雰囲気を検討した色合い、デザインとすること。
- ④ 本体の角や縁が鋭利にならないように加工すること。
- ⑤ 安全で燃えにくい材質を使用すること。
- ⑥ 薄型液晶モニターを配備すること。
- ⑦ 電気を使用する設備については省エネルギー対策を講じ、環境への配慮を行ったものとする。また、タイマー等により電源投入時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。

(3) 表示情報

- ① 市が指定する市政情報（催事案内等）
なお、催事案内は、市職員で簡易に追記、修正、削除等ができるようにすること。
- ② 設置者が掲載する広告（高松市広告掲載要綱の規定に基づくもの）
- ③ 破損や汚損に伴う改修、広告業者の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、その都度行うこと。
- ④ 情報内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

(4) 設備の設置に係る運用

- ① 設置者は、契約締結後、催事案内表示板の仕様、施工方法等について改めて市と協議し、市の承諾を得た上で催事案内表示板の設置を行うこと。
- ② 催事案内表示板は、床・壁面等に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう十分な防止対策措置を講じること。
- ③ 催事案内表示板の製作、設置並びに撤去等に要する工事費、移転等の一切の費用及び維持管理に係る費用は、設置者が負担すること。なお、設置及び撤去等を行う場合は、事前に市と協議の上、許可を得てから実施すること。

※ 工事費には電源の確保に必要な電気工事の設置工事を含む。

- ④ 設置及び撤去等は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日を行うこと。また、設置については、必要に応じて現在の設置者と協議を行い、設置開始日の業務に支障がないようにすること。ただし、設置に伴い特段の事情がある場合は、市と協議の上、設置日を調整可とするが、それに伴う広告掲出料、目的外使用料及び電気料金は当初の設置日から変更なく収めるものとする。
- ⑤ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置者の責任と負担において行うこと。
- ⑥ 設置する催事案内表示板については、行政財産の目的外使用許可申請書を毎年度提出すること。
- ⑦ 設置する催事案内表示板の広告掲出料、行政財産の目的外使用料及び電気料金は、市が発行する納入通知書により納付すること。
- ⑧ 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。
- ⑨ 第三者に転貸し又はそれに類似する行為をしないこと。
- ⑩ 本賃借権を第三者に譲渡し又は他の権利に設定しないこと。

(5) その他

- ① 掲載している広告に関する一切の責任は広告掲載者が有するものであることを記載すること。
- ② 催事案内表示板の故障や問合せ及び苦情については、催事案内表示板に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- ③ 市は、広告主又は広告内容が要項等の基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。この場合において、市は、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主又は取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。

高松市広告付催事案内表示板設置位置図

